

第1章 製造

第1 製造の許可（法第3条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第1「火薬類製造営業許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類の製造（変形、修理、分解を含む）の業を行おうとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。なお、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、ア及びイの添付を省略できるものとする。

ア 事業計画書

製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所以外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係一を含む。）及び設備、製造方法、従業員の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所付近の見取り図が記載されていること。

イ 危害予防計画書

省令第6条第1項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の概要を記載すること。

危害予防計画書の内容が、省令様式第2「危害予防規程認可申請書」に添付する危害予防規程と同一の内容である場合は、危害予防計画書の添付を省略できるものとする。

ウ 定款の写し

会社にあつては、定款の写しを添付すること。


エ 賃貸契約書の写し又は使用貸借契約書等の写し（他者の火薬庫を占有する場合に限る。）

オ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）


カ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(4) 許可申請時に、次の申請書、届出書をあわせて提出すること。


ア 省令様式第2「危害予防規程認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第1 危害予防規程の認可（137ページ）

イ 省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」（火薬庫を新規に設置する場合に限る。）


 第3章 貯蔵／第1 火薬庫の設置の許可（24ページ）

ウ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第2 保安教育計画の認可 (138ページ)


エ 細則様式第21号「火薬類製造保安責任者等選任届」

保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

 第8章 製造保安責任者等／第1 製造保安責任者等の選任及び解任 (140ページ)

2 申請手数料について

220,000 円

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 許可の基準について

(1) 製造施設の構造、位置及び設備が、法第7条第1号に基づく次の省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 定置式製造設備における技術上の基準 省令第4条

イ 移動式製造設備における技術上の基準 省令第4条の2

(2) 製造の方法が、法第7条第2号に基づく次の省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 定置式製造設備における製造の方法の基準 省令第5条

イ 移動式製造設備における製造の方法の基準 省令第5条の2

(3) 法第7条第3号に規定する製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

(4) 法第7条第4号に規定するその他製造が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第1号「火薬類製造営業許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との位置関係を含む。）、及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第27号「火薬類製造（販売）営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書面又は図面を添付すること。

- (2) 事業の承継により、火薬庫の承継をした場合は、遅滞なく省令様式第8「火薬庫承継届」を届出すること。

 [第3章 貯蔵／第4 火薬庫の承継（48ページ）](#)

第2 製造施設等の変更許可（法第10条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第4「火薬類製造施設等変更許可申請書」

変更の種類欄に、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更に関してその具体的な内容を記載すること。

(2) 申請時期


製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。


変更の概要を記載した書面等

(4) 変更許可申請に伴い、次の申請書の記載内容に変更が生じる場合はあわせて提出すること。

ア 省令様式第2「危害予防規程認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第1 危害予防規程の認可（137ページ）

イ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第2 保安教育計画の認可（138ページ）

2 申請手数料について


製造施設等の変更許可の申請については、申請手数料は不要。

3 許可の基準について

「第1 製造の許可 3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について


審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第3号「火薬類製造施設等変更許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

 I 総則／3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3ページ)

5 その他

- (1) 省令第8条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、工事の完了後に省令様式第5「火薬類製造施設軽微変更届」を提出するものとする。

 [第3 製造施設の軽微な変更 \(13ページ\)](#)

- (2) 許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものあり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。


第3 製造施設の軽微な変更（法第10条第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第5「火薬類製造施設軽微変更届」

変更の内容の欄には、省令第8条第1項各号のいずれに該当するのかを具体的な製造施設の名称及び工事の概要をもって記載すること。

 表1 製造業者に係る軽微な変更の工事（14ページ）

(2) 届出時期


軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。


当該変更の概要を記載した書面等

(4) 軽微な変更の工事に伴い、次の届出書、申請書の記載内容に変更が生じる場合はあわせて提出すること。

ア 省令様式第3「危害予防規程変更届」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第1 危害予防規程の認可（137ページ）

イ 細則様式第17号「保安教育計画変更認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第2 保安教育計画の認可（138ページ）

2 その他

許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものであり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

表1 製造業者に係る軽微な変更の工事（省令第8条第1項）

該当条項	変更の内容	備考
省令8-1-1	工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するもの。 イ 暖房装置 ロ 照明設備 ハ 静電気除去設備 ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材 ホ 排気装置	
8-1-2	土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事	
8-1-3	工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事	
8-1-4	製造施設又は設備の撤去の工事	

第4 製造営業の廃止（法第16条第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第14号「火薬類製造（販売）営業廃止届」

(2) 届出時期

製造営業の全部又は一部廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

当該製造営業に関する製造営業許可証（製造営業の全部を廃止する場合に限る。）

2 その他

(1) 営業に関する法人格は1つであっても、製造所を2以上有する場合に一部の製造所の廃止を行った場合でも、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。

(2) 火薬類の製造所において、その営業に係る火薬類の一部を廃止した場合には、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。

(3) 電子申請サービスにより届出する場合は、製造営業許可証を郵送等にて返納すること。